

総行管第358号
平成30年12月14日

各都道府県選挙管理委員会事務局書記長 様

総務省自治行政局選挙部管理課長

代理投票時における投票の秘密に配慮した取組事例等について

日頃から、選挙の適切な管理執行にご尽力をいただき誠にありがとうございます。

この度、各選挙管理委員会からご回答いただいた取組事例や平成28年4月28日付け総行管第160号通知を踏まえ、標記について、別紙のとおり取りまとめましたので、同通知に代えて、今後は本通知を参考としていただきますようお願いいたします。

また、ある地方選挙において、公職選挙法の規定に反し、代理投票時に補助者ではなく付添人が記載する事案が発生しました。各選挙管理委員会においては、改めて代理投票の厳格な実施につきご配慮いただきますようお願いいたします。

貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

選挙部管理課管理第二係

電話：03-5253-5573

FAX：03-5253-5575

メール senkyo.kanri@soumu.go.jp

代理投票時における投票の秘密に配慮した取組事例等

【設備等の整備】

- 氏名等掲示について、選挙人が手元で見ることができるよう縮小版を準備。
- 投票所における障害者の方の投票の支援のため、投票する人の確認方法も含めて、投票手順の意思を確認する投票支援シートやコミュニケーションボードを作成。
- 視覚障害がある選挙人など口頭により投票する者の確認を行う必要がある選挙人について、他の選挙人に声が聞こえないようにするため、助聴器などの会話補助器具を準備。
- 投票の秘密が保たれるよう、代理投票の記載台を一般の記載台の反対側に配置するなど、代理投票の記載台を一般の記載台から距離をとって配置。
- 代理投票の記載台周辺にパーテーションを設置し、他の選挙人が立ち入らないよう、会場を整理。

【意思確認の方法】

- 氏名等掲示を指差しして意思確認する際に、他の選挙人からどこを指差ししているのか分からないようにするために、隙間を無くす形で補助者2名が選挙人の両隣に立って意思確認を実施。
- あらかじめ候補者氏名等掲示を切り離れたカードを提示し、選挙事務従事者が声に出すことなく指差しで反応を見ることで意思確認を実施。
- 選挙人が候補者ごとに切り取った選挙公報を持参した際に、切り抜きをシャッフルした上で、選び取ってもらうことで意思確認を実施。
- 手を動かすことができない者について、他の選挙人に意思表示がわかりにくいまばたきによって意思確認を実施。
- 投票先を決めていない視覚障害がある選挙人については、選挙事務従事者が候補者名等を小さな声で順に伝えた上で、手を握ってもらう等の反応により意思確認を実施。

【障害者等の投票支援に係る取組】

- 事前に障害担当課と選挙人の家族を交えて意思確認の方法について打合せを実施。
- 知的障害者支援団体と協力するなどして、障害者への投票支援を目的に選挙の概要や投票の手順、投票支援の流れや注意点を映像で分かりやすく解説したDVDを作成。
- 知的障害のある選挙人が興奮して大きな声を発する際には、別室にて落ち着かせ、選挙公報などを使用し代理投票の練習を行った上で、改めて投票所にて代理投票を実施。
- 知的障害のある選挙人が手をつないでいないと不安になる場合には、家族や付添人が投票記載台を背に後ろ向きになって、寄り添えるよう配慮。
- 投票に支援が必要な選挙人、その家族、付添人などを対象に、選挙の様々な投票方法や支援制度などについて、分かりやすく解説したパンフレットを作成し、ホームページに掲載。
- 全盲で聴覚障害のある選挙人について、投票時の支援内容をまとめたマニュアルを作成し、職員に説明。